

《第2部》

子ども・若者育成支援施策の 実施状況

第1章 子ども・若者育成支援 施策の総合的な推進

第1章 子ども・若者育成支援施策の総合的な推進

第1節 国の動き

平成22年4月、子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組整備と、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備などを目的とした「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、同年7月に、同法に基づく子ども・若者育成支援推進大綱（以下「大綱」という。）として、「子ども・若者ビジョン」が策定された。

その後、有識者からなる子ども・若者育成支援推進点検・評価会議を開催し、大綱に基づく施策の点検・評価を行うとともに、平成27年には、「子ども・若者ビジョン」の策定から5年を経過したことを受け、新たな大綱を策定すべく、子ども・若者育成支援推進点検・評価会議における指摘を踏まえつつ、総合的な見地から検討・調整を行い、平成28年2月に新たな「子供・若者育成支援推進大綱」が策定された。

第2節 県における子ども・若者育成支援施策の総合的な推進

1 第2次青森県子ども・若者育成支援計画の策定

子ども・若者育成支援推進法の施行等の状況を踏まえ、あおもりの未来を担う人財である子ども・若者の成長と自立を支援していく社会づくりを目指し、関係機関及び県民が一体となって取り組んでいくための指針を定めるため、平成25年1月に「青森県子ども・若者育成支援推進計画」を策定し、各種施策を展開してきた。

しかしながら、近年、子ども・若者を取り巻く環境は、少子化や核家族化、新たな情報通信サービスの出現等に加え、経済社会構造が変化しており、こうしたことを背景に、人間関係の希薄化、家庭や地域における教育力の低下、有害情報の氾濫などの環境の悪化や、生まれてから現在に至るまでの生育環境において様々な問題に直面し、例えば、貧困、児童虐待、いじめ、不登校、ニート等の問題が相互に影響し合うなど、様々な問題を複合的に抱えているなどの状況等を踏まえ、これまでの計画の見直しを行うとともに、本県における取組を更に推進するため、平成30年3月に「第2次青森県子ども・若者育成支援推進計画」を策定した。

(1) 計画の位置付け

子ども・若者育成支援推進法第9条第1項に規定された「都道府県子ども・若者計画」として、子ども・若者の育成支援に関する本県の施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画とする。

(2) 計画期間

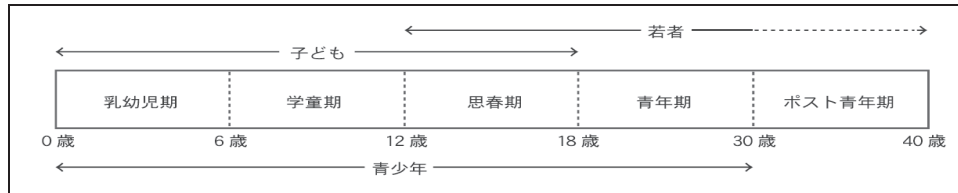
平成30年度（2018年度）から平成34年度（2022年度）までの5年間

なお、子ども・若者を取り巻く社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととしている。

(3) 計画の対象

この計画の対象となる「子ども・若者」の範囲は、基本的には0歳から30歳未満の者とするが、施策によっては40歳未満の者も対象とする。

(参考) 本計画における「子ども」「若者」の年齢区分



(4) 施策体系

○ 基本理念 ～ あおもりの未来を切り拓く「子ども・若者」を育むために ～

【基本目標Ⅰ】 子ども・若者のたくましく健やかな成長に向けた支援

- 重点目標 1 基礎的能力である「知・徳・体」を育成します
- 重点目標 2 社会的・職業的自立に必要な能力を育成します

【基本目標Ⅱ】 困難を有する子ども・若者やその家族へのきめ細かな支援

- 重点目標 3 ニート等に対する支援の充実を図ります
- 重点目標 4 いじめ、不登校、高校中途退学等への対応の充実を図ります
- 重点目標 5 障害等のある子ども・若者への支援の充実を図ります
- 重点目標 6 ひきこもりの子ども・若者への支援の充実を図ります
- 重点目標 7 非行・犯罪防止対策と立ち直り支援の充実を図ります
- 重点目標 8 子どもの貧困対策を推進します
- 重点目標 9 特に配慮が必要な子ども・若者への支援の充実を図ります
- 重点目標 10 困難を有する子ども・若者やその家族を総合的に支援します

【基本目標Ⅲ】 子ども・若者の成長を社会全体で支える環境づくり

- 重点目標 11 家庭・学校・地域の相互連携による教育力向上を推進します
- 重点目標 12 県民一人ひとりが子ども・若者の育成支援に参画する環境づくりを推進します
- 重点目標 13 子ども・若者を取り巻く社会環境の健全化を推進します

【基本目標Ⅳ】 子ども・若者の成長を支える担い手の養成

- 重点目標 14 子ども・若者の成長を支える担い手を養成します

【基本目標Ⅴ】 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の育成

- 重点目標 15 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の育成を推進します

2 計画の進行管理

(1) モニタリング指標

平成25年1月に策定した「青森県子ども・若者育成支援推進計画」において、計画の全体的な進行管理を行うに当たり、各種施策の取組状況を把握・確認するための目安として、重点目標ごとに一定の「モニタリング指標」（計22）を設定し、毎年度の数値の推移を公表してきた。

平成30年3月に策定した「第2次青森県子ども・若者育成支援推進計画」においても、モニタリング指標を設定し、公表することとしている。

(2) 進行管理

本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、全庁的な推進組織である「青森県青少年行政連絡会議」において、各種施策の進行管理を行っている。

また、各種施策に関連する取組の内容や進行管理の状況について、県民に公表するとともに、「青森県青少年健全育成審議会」に報告し、審議会からの提言や意見等を効果的な施策の推進に反映させていくこととしている。